## 誓約書(仮)

記載日 令和2年	月	目	
住所 〒			
氏名		印	連絡先 Tell.

私は、「ベンゾジアゼピン薬害の国家賠償請求集団訴訟」の原告団に参加 するに当たり、以下の事項を遵守することを誓約します。なお、遵守でき なくなったときは、原告団から脱退します。

- 1. 集団訴訟の原告団を維持すること
- (1)集団訴訟において、原告の分裂は致命的であるため、訴訟は、全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会(BYA)の下で、BYAが決定した訴訟方針に従い、原告団の一員として一致団結して訴訟に当たります。
- (2) BYAは、代表が原告各員の意見を参考にして、弁護団と協議の上、 BYAの訴訟方針を決定し、原告各員へお知らせします。
- 2. 本集団訴訟はベンゾジアゼピンだけを対象とすること
- (1)向精神薬及び抗精神病薬には多様な副作用が存在することは以前から周知であり、実際、多くの副作用被害者が存在します。しかし、ベングジアゼピンは、PMDAの調査結果報告書(H29.2.28)により、日本における副作用の警告(医薬品添付文書の改訂等)が諸外国から約40年近く遅れていたことが明らかになり、それに起因して、我が国では「ベングジアゼピンは依存性が低く常用量依存を生じない安全な薬」と誤解され、精神科以外の内科等の一般診療科においても過量に連用処方されてきた結果、「ベングジアゼピン薬害」が生じました。
- (2)以上の認識の元、薬剤と被害の因果関係は患者の原告側に全面的な 立証責任があるため、本訴訟では、ベンゾジアゼピン系薬物だけを対象 とします。

## 3. 訴訟費用について

- (1) 一審裁判(東京地方裁判所)に必要な共通の訴訟費用(弁護士費用、 訴状印紙代、予納郵券代等)は、BYAが全額を準備します。したがっ て、原告各自は、上記の訴訟費用の準備が不要です。
- (2) 一審判決で勝訴した場合は、原告各自が認定された損害賠償金の範囲内で、上記の訴訟費用を、原則、全原告で均等に分担し精算します。また、勝訴した場合でも、損害賠償金が認容されなかった者は、上記の訴訟費用の分担精算金を全額免除します。
- (3) 一審判決で敗訴した場合、原告の全員が、上記の訴訟費用の分担精算金を全額免除します。
- (4) BYAが準備する訴訟費用は一審裁判のみとし、控訴する場合は、 別途、訴訟費用を原告団で協議します。

## 4. 診療録及び診断書の準備

- (1)原告各自が、ベンゾジアゼピンを処方した医療機関に対して開示請求を行い、各自の診療録の写しを準備します。診療録が存在しない場合、お薬手帳又は処方箋の写し等で、可能な限りのベンゾジアゼピンの服用履歴を証明します。
- (2)原告各自が、可能な限り「ベンゾジアゼピン副作用」との診断書を 入手するように努めます。なお、上記の診断書がない場合でも、原告団 に参加できるものとします。
- (3)診療録及び診断書等の原告各自の証明書類の取得に必要な費用、並 びに公判期日及び原告団集会等への参加に要する交通費等の諸費用は、 原告各自が負担します。

## 5. その他

(1) 出廷が必要な公判期日への参加、当事者尋問等の公判手続きに的確に応答します。

以上